

第 10 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 44 年亀岡市条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 44 年亀岡市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 7 第 2 項第 1 号中「その翌日）」を「その翌日）（保津川水辺公園多目的運動場及び保津川水辺公園バーベキュー場を除く。）」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

保津川水辺公園多目的運動場	保津川水辺公園	運動施設
保津川水辺公園バーベキュー場	保津川水辺公園	休養施設

別表第 3 第 3 項に次の 2 号を加える。

(9) 保津川水辺公園多目的運動場

使用時間 区分	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで
Aエリア	300円	300円	300円	300円
Bエリア	300円	300円	300円	300円
Cエリア	800円	800円	800円	800円
芝生エリア	800円	800円	800円	800円
パークゴルフエリア	1人 100円	1人 100円	1人 100円	1人 100円
備考				
<p>1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。</p> <p>2 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。</p>				

(10) 保津川水辺公園バーベキュー場

使用時間 区分	昼間	宿泊
	午前8時から午後5時まで	午前8時から翌日午後5時まで
一般（中学生以上）	1人 500円	1人 1,000円
小学生	1人 300円	1人 600円
備考		
<p>1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。</p> <p>2 この表において「中学生」とは、学校教育法第1条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。</p> <p>3 この表において「小学生」とは、学校教育法第1条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。</p>		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 保津川水辺公園多目的運動場及びバーベキュー場を有料公園施設とし、使用時間及び使用料の規定を新たに設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。